

様式第六の備考14中「国等」を「国」に、「劃分」を「劃合」に改め、同様式の備考15中「第22条第11項」を「第22条第1項」に、「意匠法施行規則第20条第1項」を「特許法施行規則第9条の3第1項」に改める。

様式第七の備考7中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則)

第二三条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成17年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第十七号を第十八号とし、第二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 商標法第七条の二第四項の規定により提出すべき同条第一項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類

第十九条第二項中「から第九号まで及び第十号から第十六号まで」を「から第十号まで及び第十二号から第十七号まで」に、「回頁第十号」を「回頁第十一号」に改め、同条第三項中「第一項第三号、第五号、第十号、第十六号又は第十七号」を「第一項第四号、第六号、第十号、第十七号又は第十八号」に改める。

第二十九条中「から第九号まで及び第十号から第十六号まで」を「から第十号まで及び第十二号から第十七号まで」に、「回頁第十号」を「回頁第十一号」に改める。

第二十九条の二中「第十九条第一項第十号」を「第十九条第一項第十一号」に改める。

別表第一第四号中「第十一号第五項」を「第十一号第六項」に改める。

様式第六の備考8を次のように改める。

8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。

(文例)

包 括 委 任 状

平成 年 月 日

私は、識別番号○○○○○○○○○○(弁理士)○○○○氏をもって代理人として下記事項を委任します。

記

- 1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
- 1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
- 1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
- 1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1 すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ

1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ

1 すべての特許出願に関する出願公開の請求

1 すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ

1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求

1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ

1 すべての他人の商標(防護標章)登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ

1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ

1 上記手続に関する復代理人の選任

住所(居所)

氏名(名称)



附 記

この通令は、平成十八年四月一日から施行する。



○総務大臣(第九十四号)

統計法施行令(昭和三十四年政令第三十三号)第七條第三項の改正に關し、附記統計圖表の記載の公表等に関する報告を改めた事項を次のとおり通知する。

平成十八年二月十五日

総務大臣 大田 和彦 内閣

(1) 官報以外の刊行物により公表されたもの(統計法施行令第7条第3項第1号関係)

| 指定統計の名称 | 刊行物の名称 | 発行年月日 | 作成機関 |
|--------------------|---|-------------|-------------------|
| 労働力調査 | 労働力調査報告(平成17年10月分) | 平成17年12月26日 | 総務省統計局統計調査部 |
| | 労働力調査速報(平成17年11月結果) | 12月27日 | |
| 小売物価統計 | 小売物価統計調査報告(平成17年10月(東京都区部 平成17年11月)) | 12月6日 | 総務省統計局統計調査部 |
| | 消費者物価指数月報(平成17年10月) | 12月7日 | |
| | 消費者物価指数 全国(平成17年11月分) | 12月27日 | |
| 家計調査 | 〃 東京都区部(平成17年12月分(中旬速報値)及び平成17年平均(速報値)) | 〃 | 総務省統計局統計調査部 |
| | 家計調査報告(二人以上の世帯)全世帯結果(平成17年10月分速報) | 12月6日 | |
| | 〃(平成17年10月分) | 12月26日 | |
| 科学技術研究調査 法人企業統計 | 〃(二人以上の世帯)勤労者世帯結果(平成17年11月分速報) | 12月27日 | 財務省財務総合政策研究所調査統計部 |
| | 平成17年科学技術研究調査結果の概要 | 12月13日 | |
| 民間給与実態統計 学校基本調査 | 法人企業統計季報(平成17年7~9月) | 12月5日 | 国税庁 |
| | 平成16年分税務統計から見た民間給与の実態 | 12月20日 | |
| 学校基本調査 | 平成17年度学校基本調査報告書(初等中等教育機関、専修学校・各種学校編)学校調査、学校通信教育調査、卒業後の状況調査、不就学学齢児童生徒調査、学校施設調査 | 12月22日 | 文部科学省生涯学習政策局 |
| | 〃(高等教育機関編)学校調査、卒業後の状況調査、学校施設調査、学校経費調査 | 〃 | |